

京都市教育長訓令甲第2号

事務局

学 校

幼稚園

学校職員の辞令文例の一部を次のように改正する。

平成30年3月26日

京都市教育長 在田正秀

令達先を次のように改める。

事務局

学 校

幼稚園

本則を次のように改める。

- 1 京都市教育委員会辞令の交付に関する規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する別に定める場合及び同条第2項に規定する辞令の記載の要領並びに学校の非常勤職員に係る辞令を交付する場合及び記載の要領は、別記第1のとおりとする。
- 2 学校職員（規則第2条第2号に規定する学校職員をいう。）の給料のみの異動は、別記第2により通知する
別記第2を削り、別記第3を別記第2とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)